

安田女子短期大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び安田女子短期大学学則第29条第2項の規定に基づき、安田女子短期大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とし、学位に付記する専攻分野の名称は、次の表のとおりとする。

学科	専攻分野の名称
保育科	保育

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行うものとする。

(学位を授与する時期)

第4条 短期大学士の学位を授与する時期は、原則として学年末における学位授与式の日とする。ただし、当該学生の単位の修得状況等により、別の時期とすることがある。

(学位の名称)

第5条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「安田女子短期大学」と付記するものとする。

(短期大学士の学位記の授与)

第6条 学長は、第3条に規定する者に対し、学位記を授与する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前に入学した秘書科の学生の学位の専攻分野の名称及び学位記の様式については、この規程による改正後の安田女子短期大学学位規程第2条及び別記様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行し、この規程による改正後の安田女子短期大学学位記規程の規定は、2020年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。